

令和 2 年 5 月 2 9 日
あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 公共施設における感染防止対策の基本的な考え方

- 公共施設において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うに当たっては、施設管理者のみならず施設の利用者を含むすべての関係者が共通の認識のもと、最大限の対策を実施することが重要です。
- 特に 3 密（密閉、密集、密接）の条件が重なる場面では、感染を拡大させるリスクが高くなるため、これらを避ける対策を講じるとともに、自らの感染を避け、他人に感染させないように衛生管理を徹底することが必要です。
- また、東京都は、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを策定し、施設については、慎重にステップを踏み、休業要請の緩和等を実施していくこととしています。さらに、新型コロナウイルスとの長期に渡る戦いを見据え、感染拡大を防止するための、働く場での「新しい日常」が定着した社会の構築を目指していくこととしています。
- 本ガイドラインは、このようなことを踏まえた上で、本市の公共施設（以下「施設」という。）において、施設管理者が行う基本的な感染防止対策を示すものであり、各施設においては、このガイドラインを基に、施設の特性に応じた創意工夫を図り、感染防止対策に取り組むこととします。
- 本ガイドラインは、今後の状況に応じて適宜見直しを行います。

2 新型コロナウイルスの感染に関して特に注意を要すること

- 新型コロナウイルスの感染経路は、一般的に接触感染と飛沫感染ですが、閉鎖的な空間において、近距離で多くの人が会話することや発声の機会がある場合には、咳やくしゃみと同様に感染のリスクがあるとされていることに注意が必要です。
- また、施設によっては集客を目的としており、市内外の不特定多数の人が利用することから、集客に伴う感染リスクと地域における感染状況にも留意する必要があります。

3 公共施設における感染防止対策

（1）利用者向け対策

- 利用者が入場する際は、できるだけ 2 m の間隔を空け、職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぎます。
- 利用者には、マスク着用の徹底などの周知を図ります。
- 自己の健康チェックや入場時の検温等で発熱、咳、だるさ、息苦しさがある方などに対しては、入場を制限します。
- 施設の規模に応じて、3 密〔①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（多くの人々が密集している）、③密接（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）〕にならないよう入場者数や滞在時間の制限を設けます。
- 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒などの徹底を図ります。
- 高齢者や持病のある方は、感染した場合の重症化リスクが高いことを認識し、リスク回避のための対策を徹底します。

(2) 職員（指定管理者の職員を含む）に向けた対策

- 勤務体制については、施設の管理運営に必要な最小限度の人数とするなど勤務のローテーションを調整します。
- 衣服や身に付けているものの洗濯、消毒又は除菌を徹底します。
- 職員に対して、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底します。
- 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とします。
- 職員に対して、勤務中のマスク着用を促すとともに、各所に消毒備品等を設置し、手洗いや手指消毒を徹底させます。
- 職員間で、できるだけ2 mの距離を保てるよう、人員配置に配慮します。
- 扉や窓などを開けたうえで、扇風機等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気を行います。
- 更衣室や休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底します。
- 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行います。
- 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、テーブル、椅子など共有を避けることが難しい物品等は、定期的に消毒します。
- 職員には、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底させます。

(3) 施設における環境整備

- 入口や施設内に手指消毒薬又は除菌となる用品を設置します。
- 受付等で対面となる場合には、アクリル板や透明ビニールカーテンで仕切りを作り飛沫感染を予防します。
- 共有する物品やスイッチやドアノブなど手が直接触れる箇所を必要最小限の使用となる工夫を行います。
- 室内の清掃、消毒又は除菌、換気等の衛生管理を徹底します。
- 頻繁に手が触れる部分については、特に留意して消毒又は除菌を実施します。
- 施設内のロビーや休憩場所などでは、間隔を空けたスペースを確保し、椅子等の設置数を制限して3密を避けるようにします。
- 換気が十分にできるよう、窓や扉を開け、密閉空間をつくらない工夫を行います。できる限り2箇所以上の開放に努力します。
- 飲食や会話では、対面とならない工夫を行います。
- 利用者相互の混雑を避け、大声での会話等の自粛を促します。
- 貸出しする備品については、十分な消毒又は除菌を行います。
- パンフレット等の配布物は、手渡しで配布しないようにします。
- トイレでは、混雑を避けるための工夫をします。また、汚物を流す場合にはふたを閉めて行うことを表示します。
- 鼻水、唾液などがついたごみは、ビニール袋に入れて密閉して捨てるように周知を行います。
- 喫煙スペースでは、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設ける周知を行います。

4 施設における感染者発生時に向けた対応

- 施設において、感染者や感染の疑いがある人が発生した場合には、速やかに対応できるよう、所轄の西多摩保健所との連絡体制を事前に整えます。
- 濃厚接触者や施設来場者等に対して、後日連絡や情報提供ができるように、氏名や連絡先等について把握することとします。
- 収集した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底します。

5 施設において施設管理者がイベント等を開催する場合の対応

- 6月末まで市主催のイベント等は、中止又は延期とします。
- 東京都のロードマップに示された休業要請の段階的な緩和措置に基づき、来場者の人数を制限します。
- 来場者同士が密な状態とならないよう、あらかじめ座席の数を減らすなどの対応を行います。
- 来場者の募集に際しては、来場者に対して大声での発声や歌唱、声援を行わないなど、来場者が順守すべき事項をあらかじめ明示します。
- 来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用しアナウンスを行うなどの取組を行います。
- 入場や順番を待つ際の行列では、人と人との間隔を空けるように指示し、地面や床に目印等の表示を行います。
- イベント等の関係者や関係機関などと調整を行い、協力して感染拡大防止対策を講じるものとします。